

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」の一部改正

新	旧
<p>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p>	<p>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則</p>
<p>第 1 章 総 則 (略)</p>	<p>第 1 章 総 則 (同 左)</p>
<p>第 2 章 投資信託の運用報告書の表示事項等 第 2 条 (略)</p>	<p>第 2 章 投資信託の運用報告書の表示事項等 第 2 条 (同 左)</p>
<p>(運用報告書(全体版)の本文中に表示すべき事項及び表示順)</p>	<p>(運用報告書(全体版)の本文中に表示すべき事項及び表示順)</p>
<p>第 3 条 投資信託の運用報告書(全体版)の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書(全体版)には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p>	<p>第 3 条 投資信託の運用報告書(全体版)の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を表示するものとする。なお、運用報告書(全体版)には、原則として次に掲げる各号の順序に従って表示するものとする。</p>
<p>(1)～(18) (略)</p>	<p>(1)～(18) (同 左)</p>
<p>(19) 資産、負債、元本及び基準価額の状況並びに損益の状況 投資信託計算書類規則の規定に基づき作成された貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書をもって代えることができる。この場合、監査が終了していないものを使用するときは、その旨を注記するものとする。</p> <p>なお、投資信託計算書類規則に定める注記事項がある場合には、当該事項を注記するものとする。</p> <p><u>また、投資信託計算書類規則第 55 条の 6 第 11 号 括弧書きに規定する貸借対照表における純資産の額の差異に係る注記の記載に当たっては、自主規制委員会が定める様式及び表示要領により表示するものとする。</u></p> <p>ただし、運用報告書(全体版)に、投資信託計算書類規則の規</p>	<p>(19) 資産、負債、元本及び基準価額の状況並びに損益の状況 投資信託計算書類規則の規定に基づき作成された貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書をもって代えることができる。この場合、監査が終了していないものを使用するときは、その旨を注記するものとする。</p> <p>なお、投資信託計算書類規則に定める注記事項がある場合には、当該事項を注記するものとする。</p>

新	旧
<p><u>定に基づき作成された貸借対照表に代えて表示をした場合の同規則第 55 条の 6 第 11 号の表示については、同規則の規定に係る表示とともに併せて第 3 条の 3（交付運用報告書の本文中に表示すべき事項及び表示順）第 1 項第 6 号に規定する当該投資信託のデータ中、「②純資産等」の欄外に注記が必要となることに留意するものとする。</u></p>	
<p>(20) ～ (23) (略)</p>	<p>(20) ～ (23) (同 左)</p>
<p>2 ～ 5 (略)</p>	<p>2 ～ 5 (同 左)</p>
<p>第 3 条の 2 ～ 第 7 条 (略)</p>	<p>第 3 条の 2 ～ 第 7 条 (同 左)</p>
<p>(運用報告書の様式等) 第 8 条 投資信託に係る第 2 条第 1 項第 4 号及び第 3 条（第 1 項第 3 号、第 16 号、第 18 号、第 20 号から第 22 号に規定する事項を除く。）並びに第 3 条の 3 に規定する表示事項は、自主規制委員会が定める様式及び表示要領により表示できるものとする。 2 第 2 条から第 7 条の規定並びに前項に係る規定については、規定以上の工夫をすることを妨げない。 * 委員会決議 1、委員会決議 2</p>	<p>(運用報告書の様式等) 第 8 条 投資信託に係る第 2 条第 1 項第 4 号及び第 3 条（第 1 項第 3 号、第 15 号、第 17 号、第 19 号から第 21 号に規定する事項を除く。）並びに第 3 条の 3 に規定する表示事項は、自主規制委員会が定める様式及び表示要領により表示できるものとする。 2 第 2 条から第 7 条の規定並びに前項に係る規定については、規定以上の工夫をすることを妨げない。 * 委員会決議 1、委員会決議 2</p>
<p>(以下略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p>附 則 <u>この改正は、令和 6 年 2 月 15 日から実施する。ただし、第 3 条第 1 項第 19 号の改正については、実施日以後に開始する計算期間に係る運用報告書の作成から適用し、実施日より前に開始した計算期間に係る運用報告書の作成については、なお従前の例による。</u></p>	